

令和7年度養父市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 策定趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、養父市における今年度の障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

2 適用範囲

本方針は、市の全ての行政組織が発注可能な物品等に適用する。

3 調達の対象

調達の対象となる物品・役務及び障がい者就労施設等は、別表のとおりとする。

4 調達の推進方法

障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、次のような方法で実施する。

(1) 調達目標の設定

障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進のため、毎年度、調達目標を設定する。

(2) 情報の提供

障がい者就労施設などからの情報を基に、当該施設等からの提供可能な物品等について、社会福祉課から庁内に情報提供を行う。

(3) 優先調達の依頼

- ・各課において、障がい者就労施設等から物品等を優先的に調達するよう、新規需要の推進に努める。
- ・イベント等で使用する記念品・啓発物品について、障がい者就労施設等からの調達に努める。

5 調達方針及び調達実績の公表

市ホームページにより公表する。

なお、調達実績については、会計年度終了後、概要を取りまとめ、公表する。

6 調達の目標

令和7年度の調達目標額は、次のとおりとする。

目標額 18,300,000円

7 方針に関する担当部署

本方針に関する担当部署は、社会福祉課とする。

8 その他

障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、毎年度、本方針の見直しを行うものとする。